水戸市立妻里小学校いじめ防止基本方針

～　子どもの「人権」を守る　～

内　　容

１　はじめに

２　いじめの定義

３　いじめ防止等のための組織

４　いじめの未然防止と早期発見

(1) 未然防止

(2) 早期発見

５　いじめ問題が発生した時の措置

(1) いじめ問題対応の手順

(2) 早期解消に向けた取組

６　重大事態への対応

７　その他

平成２６年４月
水戸市立妻里小学校
（平成３０年４月改定）

1　はじめに

いじめは，絶対に許されるものではない。いじめは，いじめを受けた児童の基本的人権や教育を受ける権利を著しく侵害し，児童の心身の健全な成長を阻害し，人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。このいじめから，子どもたちの人としての尊厳を守るため，「水戸市立妻里小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。妻里小学校は，次の基本的認識に立ち，常日頃からいじめの予防と早期発見に努め，いじめが発生し　てしまった場合は，子どもの尊厳を最大に重視し，水戸市教育委員会や地域，家庭等と連携をして，いじめの根絶に向かって，組織をあげて適切な対処に全力で取り組むものである。

〈いじめに対する基本的認識〉

（１）いじめは，人権侵害であり，人として絶対に許される行為ではない。
（２）いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は，間違っている。
（３）いじめは，どの学校でも，どの学級でも，どの児童でも，起こり得るものである。
（４）いじめは，大人には気付かれにくいところで起こることが多く，発見しにくい。
（５）いじめは，学校，地域社会など，すべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。

2　いじめの定義

「いじめ」とは，児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。　（いじめ防止対策推進法第２条第１項）

・個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童の気持ちを重視して判断しなければならない。
・「一定の人間関係のある者」とは，学校の内外を問わず，例えば，同じ学校・学級や部活動の者，当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童と何らかの人間関係のある者という意味である。

〈心理的な影響を与える行為〉
・ひやかし，からかい，悪口，脅し文句，嫌なことを言われる。
・仲間はずれ，集団によって無視される。
・嫌なことや恥ずかしいことを無理やりさせられたり，危険なことをさせられたりする。
・インターネットやＳＮＳ等で，誹謗中傷や嫌なことの書き込み，拡散などされる。

〈物理的な影響を与える行為〉
・ぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

3　いじめ防止等のための組織

いじめ対策委員会
○校内職員・・・校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，各学年主任，保健主事，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，該当の学級担任
○校外関係者・・学校運営協議会委員，スクールカウンセラー，内原中生徒指導主事，ＰＴＡ会長，地区の民生委員・児童委員，水戸市総合教育研究所指導主事

・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事を中心に，妻里小学校いじめ対策委員会を設置する。
・定期的な会議を実施し，児童の実態を把握，いじめの未然防止に努める。いじめが確認された場合は，校長の指示を受け，児童からの個別の聞き取り等を行い，早急にチームで対応にあたる。
・重大事件が発生した場合は，学校運営委員やＰＴＡ会長，地域の方をメンバーに加えた緊急の拡大いじめ対策委員会を立ち上げ，対応にあたる。

４　いじめの未然防止と早期発見のための取組

(1) 未然防止のための取組

①　「わかった」を実感でき，児童が活躍できる授業の実践に取り組む。
- 児童が活躍できる場面を設定することにより，児童が進んで学ぼうとする授業実践に努める。
- 児童同士が関わり合い話し合うことを通して課題を解決する授業の展開に努める。
- 「内原中学地区小中一貫教育　学習ガイド」を基本にして，児童が発表の仕方や話の聴き方を身に付け，正しい姿勢と心構えで学習に取り組めるようにする。

②　いじめをしない，させない，ゆるさない児童を育成する。
- 異学年交流（縦割り班活動等）や幼小交流，小中一貫教育をとおして，思いやりの心を育成する。
- 「妻里小人権スローガン」等によって人権意識を高め，児童会を中心として，児童が主体的に取り組む「いじめ解決フォーラム」を計画・実践する。
- ＳＮＳ等を通じて行われるネットいじめを防止するために，ＩＣＴ支援員やメディア教育指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図る。

③　教育相談を実施し，児童理解を図る。
- 生活アンケートを活用した教育相談を実施する。
- 東日本大震災により被災した児童，または，原子力事故等で被災・避難している児童については，教育相談を通して，心のケアを適切に行う。

④　教職員の研修の充実を図り，人権感覚や意識の高揚を図る。
- 「ライフスキル」の手法を活かした学級活動や道徳の授業を実践し，相手の気持ちを理解し，互いの違いを認め合い，みんなと共に生活していこうとする児童を育てる。
- 道徳教育を通して，人権尊重の精神や多いやりの心を育て，年に１回，授業参観で，保護者に道徳の授業を公開する。
- 発達障害を含む障害のある児童，海外から帰国した児童や外国人の児童，性同一障害や性的指向・性自認に係る児童等については，日常的な適切な支援及び周囲の児童への適切な指導を実践できるように正しい理解の促進をする。

(2) 早期発見のための取組

①　いじめの早期発見のために，年６回以上の定期的ないじめアンケート調査をし，情報収集に努める
②　教職員が児童と触れ合う時間を確保し，児童のささいな変化に気付くことができるようにする。
③　スクールカウンセラーや養護教諭等を活用し，いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。
④　職員集会では，教職員間で，児童の変化等の気付いた情報を必ず共有化する。必要に応じて，組織的な対応や関連機関と連携して，迅速に対応する。（ケース会議等）
⑤　保護者と連携して，「小さなサインや変化」を見逃さない。（連絡帳，家庭訪問，電話連絡等）
⑥　地域・関係機関と連携をする。（地域行事への参加，民生委員・児童委員との情報交換）
⑦　近隣小中学校との情報交換を行う。

〈いじめ早期発見のための日頃の取組〉

１　年度始めに，いじめの認知，認知後の報告の流れや児童への対応について，本基本方針を活用して共通理解する。

○　年６回のいじめアンケートの実施方法については，無記名で行うことを基本とし，内容の見直しを図りながら実施する。また，必要に応じて随時アンケート等を実施し，児童の実態を正確に把握するよう努める。

⇩

２　児童の変化を察知するため，日々の記録を蓄積しておく。児童の変化については，生徒指導主事及び管理職に報告する。

○　連絡帳等の記述に関して気になることについては，学年主任，生徒指導主事等，複数の教職員で確認・情報共有を行う。

○　担任や学年主任，児童に関わる職員は，定期的なアンケートの結果だけでなく，あいさつの表情や会話等，日常の児童の様子を把握することに努め，気になったときはすぐに面談等を行う。

⇩

３　面談等での情報は，学年主任や生徒指導主事に報告し，さらに家庭との連携に努める。

5　いじめが発生した時の対応

(1) いじめ対応の手順

本人の訴え・サイン　　友達からの報告　　保護者からの報告　　地域の方々からの情報提供

いじめの発見・確認

一次対応

〈いじめられた児童〉
・事実関係の確認
・ケア

〈いじめた児童〉
・事実関係の確認

〈 周囲の児童 〉
・事実関係の確認

〈当該児童の保護者〉
・事実関係の報告
・信頼関係の構築

水戸市教育委員会 ⇔（報告／指示）**いじめ対策委員会**（相談／通報）⇔ **関係機関（警察署等）**

二次対応

〈いじめられた児童〉
・チームでの支援
・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰの要請

〈いじめた児童〉
・いじめの態様に応じた指導・支援

〈当該児童の保護者〉
・対応方針の説明
・情報交換の継続

〈 学級での指導 〉
・共感的な人間関係の醸成　・自己有用感を実感できる学級づくり

三次対応

〈いじめられた児童〉
・友人関係の修復
・友人づくりの促進

〈いじめた児童〉
・人間関係づくりの改善
・規範意識の高揚

〈当該児童の保護者〉
・家庭教育力の向上

〈 全校での指導 〉
・人権意識を高める道徳・特別活動の実践
・いじめを未然防止できる学年・学級づくり　・再発防止

問題の解消

※　「いじめ問題が解消した」状態は，次のア，イの両方の条件が満たされた場合をいう。

ア　被害者に対する心理的または物質的な影響を与える行為が止んでいる状態が，少なくとも３か月継続していること。ただし，さらに長期の期間が必要であると，学校の設置者又は学校が判断した場合はより長期の期間を設定する。

イ　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で，被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。確認方法は被害者児童及び保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうか面談等を行う。

(2) 早期解消に向けた取組

① いじめの事実を発見したり，相談を受けたりした場合は，速やかに「いじめ対策委員会」に報告し，組織的な指導体制でいじめを止めさせるとともに，再発防止に努める。
② 学級担任が，いじめの事案を一人で抱え込むことのないように，学校全体で組織的に対応する。
③ いじめを受けた児童とその保護者への支援を最優先に行うとともに，情報共有に努める。
④ いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努め，その際，いじめを行った児童に よる，いじめを受けた児童に対する謝罪のみで解消したと判断しない。相当の時間（少なくとも３か月以上），行為が止んだのを確認して解消とする。
⑤ 傍観している児童に対しては，いじめは絶対に許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
⑥ インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については，迅速かつ組織的に事実把握を行い，直ちに削除等の措置を行うように努める。また，必要に応じて，関係機関等の協力を求める。
⑦ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように，別室等で学習できる措置を講じる。また，その対応について，保護者へ十分理解を得られるようにする。
⑧ 必要に応じて，心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者等の外部の専門家の協力を得て，組織的に再発を防止する措置をとる。また，必要に応じて，スクールカウンセラー等の派遣手続きをとり，関係児童の心のケアにあたる。
⑨ 犯罪に触れるいじめの行為については，警察及び児童相談所・水戸市教育委員会等との連携を図るとともに，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは直ちに警察に通報し，適切に援助を求める。

６ 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

① いじめにより，生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
・児童が自殺を企画した場合
・児童が身体に重大な傷害を負った場合
・児童が金品等に重大な被害を被った場合
・児童に精神性の疾患が発生した場合
② いじめにより相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑い
・年間３０日を目安とする。
・一定期間連続して欠席しているような場合

(2) 重大事態への対処

① 重大事態が発生した場合は，直ちに水戸市教育委員会（水戸市総合教育研究所）へ報告し，教育委員会を通じて，市長に報告する。
② 速やかに「妻里小いじめ防止対策委員会」を設け，事実関係を明確にするための調査を実施する。「いじめ防止対策委員会」を主体として，関係機関との連携を図りながら調査を行うとともに，支援方策を検討する。
③ いじめを受けた児童及び保護者に対して，調査結果及び支援方策を適切に説明する。
④ 調査した結果について，市長に報告する。

(3) 重大事態の取り扱いについて

① 事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく，重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始する。被害者児童や保護者から「申し立て」があった場合は，重大事態が発生したものとして報告・調査する。
② 水戸市教育委員会の指示の下に，関係機関（警察署・児童相談所・医療機関等）との連携を図りながら支援方法を検討する。
③ 事実関係の調査，調査結果を踏まえた事態への対処，同種の事態の発生防止等について，具体的な対応を迅速に行う。

7　その他

(1)　学校の取組の評価

学校評価において，「妻里小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート，個人面接等）の実施状況を学校の評価項目に位置づける。

(2) 検証及び取組の改善

「妻里小学校いじめ防止基本方針」については，年度終了時に見直しを図り，実際の対応を踏まえて，より適切なものにするため改善をする。